

○日 時 令和元年9月20日 午前9時25分～午後2時42分

○場 所 議 場

○出席委員

5番	禰	占	通	男	委員長	3番	上	迫	正	幸	副委員長
2番	眞	茅	弘	美	委員	4番	沖	園		強	委員
7番	豊	留	榮	子	委員	8番	吉	嶺	周	作	委員
9番	立	石	幸	徳	委員	10番	下	竹	芳	郎	委員
11番	永	野	慶	一郎	委員	12番	東		君	子	委員
13番	清	水	和	弘	委員	14番	吉	松	幸	夫	委員
議長	中	原	重	信							

【議 題】

認定事項第4号 平成30年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算
認定事項第5号 平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定事項第6号 平成30年度枕崎市立病院事業決算
認定事項第7号 平成30年度枕崎市水道事業決算

【審査結果】

認定事項第4号 認定すべきもの（賛成多数）
認定事項第5号 認定すべきもの（賛成多数）
認定事項第6号 認定すべきもの（賛成多数）
認定事項第7号中 可決すべきもの（全会一致）
剰余金処分計算書
認定事項第7号 認定すべきもの（賛成多数）

△認定事項第4号 平成30年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○委員長（禰占通男） 決算特別委員会を再開いたします。

本日は、まず認定事項第4号平成30年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 認定事項第4号平成30年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

決算報告書の1ページをお開きください。

平成30年度の当初予算額は26億3,445万5,000円で、その後3回の補正を行い、最終予算額は27億8,585万9,000円となりました。

歳入におきましては、調定額26億6,330万7,000円に対し、収入済額26億5,632万6,000円、不納欠損額128万7,000円、還付未済額11万1,000円、収入未済額580万5,000円となりました。なお、保険料は調定額5億1,791万4,000円に対し、収入済額5億1,093万3,000円で収納率98.7%となり、前年度に比べ0.3ポイントの増となりました。

歳出におきましては、予算現額27億8,585万9,000円に対し、支出済額25億2,159万9,000円で2億6,426万円の不用額となり、収支残額は1億3,472万7,000円となりました。

2ページをお開きください。

歳入総額26億5,632万6,000円に対し、歳出総額25億2,159万9,000円、差し引き1億3,472万7,000円の黒字となりました。

3ページをごらんください。平成30年度事業の成果について申し上げます。

総務費は、介護保険の事務経費であり、4,623万2,000円の事業費のうち、約83%に当たる3,836万9,000円を南薩介護保険事務組合負担金が占めております。

保険給付費は、平成30年度の予算現額24億7,544万8,000円に対し22億3,015万2,000円の支出となり、予算現額に対しては2億4,529万6,000円、9.9%の減、また平成29年度実績に対しては1億6,494万1,000円、8.0%の増となりました。

介護サービス等諸費は、前年度実績を上回ったものの計画を下回っておりますが、これは居宅介護サービス給付費では通所系のサービスが伸び悩んだこと、地域密着型介護サービス給付費では複合型サービスの利用増はあったものの新たに事業開始予定の小規模多機能型居宅介護事業所が事業開始に至らなかったこと、また施設介護サービス給付費は平成30年7月から介護医療院が事業開始したもののサービス給付は当初見込みを下回ったことによるものです。

介護予防サービス等諸費については、平成29年度から実施した介護予防・生活支援サービス事業、いわゆる総合事業でございますが、この利用者増に伴い前年度実績及び計画ともに下回っています。

なお、2ページに記載してありますとおり、第7期介護保険事業計画では平成30年度の要介護認定率を16.7%と見込んでいましたが、平成29年度から総合事業を実施したこと等もあり平成31年3月末の要介護認定率は15.8%となっており、このことが給付費の伸びない要因の一つとなっています。

地域支援事業費は、要支援・要介護状態になることを予防し、できる限り地域における自立した日常生活を支援するための事業経費8,928万4,000円で、平成29年度から総合事業を実施したこと等により、前年度に対し3,098万4,000円、53.1%の増となりました。

基金積立金につきましては、介護給付費の財源等としての介護給付費準備基金への積立金

6,892万5,000円であります。なお、平成30年度末の介護給付費準備基金の残高は2億4,445万6,000円で、前年度末と比較すると6,370万4,000円増加しています。

諸支出金につきましては、介護保険料の還付金並びに平成29年度分に係る介護給付費負担金等の国・県への償還金、介護給付費交付金等の社会保険診療報酬支払基金への償還金及び一般会計繰入金の精算返納分8,700万6,000円でございます。

以上、説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（禰占通男） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等わかりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 1ページに書いてある、一月当たりの平均利用者なんですけど、これが在宅介護サービスが1,103人、これを29年度と比べるとですね、約1.5倍、29年度が729人になっているんですね。非常に370人ぐらい伸びていると。あと地域密着型は8名ぐらい、あるいは施設介護のほうは40人ということで、この在宅介護サービスが。30年度は、非常に利用者がふえたというのは、何か原因があるんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 在宅介護サービスの利用増についての質疑でございますが、29年度実績と比較してみますと、通所介護につきましては、利用回数が前年度に比べて延べ503回増加しておりまして、給付費自体も1,000万円程度の増となっております。訪問介護につきましても、同じく利用回数が約1,000回、延べですけども増加しておりまして、こちらもやはり1,000万円程度給付費が伸びていると。主に居宅介護サービスの中では、通所介護、訪問介護の利用増、それから福祉用具対応の利用者が137人程度増加しておりまして、こういったことで在宅介護サービスの平均利用者がふえているということで、御理解いただきたいと思っております。

○9番（立石幸徳） まだよくわからんですけどね、このいわゆる在宅介護の利用者とそれから決算書16ページの給付費のほうですね、これの居宅介護サービス給付費、これは経費ですけど、この説明のところに1万1,550件と書いてあるんですよ。ところが29年度ですね、この居宅介護サービス給付費の件数は、逆に1万1,756、29年度のほうがこのサービス給付費は件数としては多いんですよ。

そしたら、その給付にかかわる件数は29年度が多いのにですよ、最初言ったその月平均利用者は、30年度のほうが1.5倍と、この利用者と件数はどういった関係で違ってくるんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 今、9番委員が質問されました居宅介護サービス給付費の件数自体は、御指摘のとおり減っておりますが、給付費は増加しておりますので、1回当たりのサービス給付費、平均的な給付費が上昇しているということです。

○9番（立石幸徳） 1回当たりの給付費が29年度はふえとったって言ったって、利用者数は30年度のほうが1.5倍、370人ぐらい多いわけでしょう。それは細かくピタッと比例するとは言いませんけどね。ただ、その利用者は30年度のほうが1.5倍多いわけですよ。しかし、その件数は29年度が多いと。ちょっと反比例というか逆に比例してるから、そこらは何か事情があるんだろうと思うんですけどね。

○福祉課長（山口英雄） 少々お待ちください。

○委員長（禰占通男） 暫時休憩します。

午前9時45分 休憩

午前9時50分 再開

○委員長（禰占通男） 再開いたします。

○福祉課長（山口英雄） 9番委員からの件数が減っていることと給付費の（「利用者はふえて

いると」と言う者あり)平均利用数の関係につきましては、この決算報告書に1万1,550件と書いてありますが、資料を見ますと延べの利用人数になってます。利用回数ではございませんので、1人当たりの利用回数が、サービスの利用量が多くなっているということ……。

○9番(立石幸徳) 逆じゃないですか、結局、30年度のほうの利用者はふえたわけですね、372名ぐらい。1.5倍、370名つったら相当な数ですよ、人員としてはな。

それが、件数のほうは減ってるわけでしょう、29年度とすると。そうすると1人当たりが逆に利用する回数が減ったちゅうことですか。

○福祉課長(山口英雄) 今おっしゃるとおり、利用回数自体は減ってますので、9番委員が言われるとおりのことになります。

○9番(立石幸徳) 374人ふえたちゅうのはですよ、ちょっとやそつの数字じゃないですよ、はっきり言ってな。何度も言うように、29年度は729名でしょう、月平均利用者が。30年度は、これが1,103名、引き算をすると374人ふえてるわけですよ。374人ふえると、ふえた人がただ1回利用しても、もう374回はふえますよ、それだけでも。

だから、その延べの云々つっても、30年度は逆に16ページの給付費の件数では対29年度とするとそっくりそのまま370とはいわんけど、一応はふえんといかんのじゃないですか。

○福祉課長(山口英雄) 2行目のこの居宅サービス利用者の月平均1,103というデータにつきましては、国保連合会から報告のあったというか、結果に基づいた数値でございます。

○9番(立石幸徳) 私も国保連合会に何回か足を運んだことがあるんですけども、非常に出入りが、チェックが厳しいところですけど、事前にアポをとってですね、行って、それで何を言いたいかちゅうと、かなり厳格な感じちゅうか、いろいろやってるんで、その連合会のデータがおかしいとか何とかは言いませんけど、要は出されてきたそのデータを福祉課のほうでどういうふうになんかに分析してるかちゅうことになっていくんだと思うんですけどね。

これちょっと時間も余り費やすと審査に影響もあると思うんで、一応は保留して、また何かわかったら後日でもいいですよ、きょうわからんければ、教えていただければ結構かと思しますので、委員長、そういうことで進行してください。

○4番(沖園強) 例えば、29年度の1万1,750件を729人で割ると、単純計算ですよ、大体16回平均と、1人の方が。そして、30年度は1万1,550を1,103人で割れば、単純計算でいけば大体10.47回と。そういう1人の方々の回数が減ったというふうに見られんとですか。人数は減ったけど、1人の方の利用回数が減ってきたちゅうような見方はできんとですか。

○福祉課長(山口英雄) 今、4番委員が言われたように、人数はふえてますけど回数が減っているということで、1人当たりの利用回数が減っていることになると思います。

○9番(立石幸徳) もうちょっと正確な回答をしてくださいよ。さっき私が言ったように、374人は利用者がふえてるわけですよ、これは月当たりですからね、一月当たり。

だから、ふえた1人が1回使っても件数としては、もう374件になるんじゃないですか。金額との比較はそりゃどれだけの額になったのか、なかなかつかみどころがないと思うんですけどね、サービス給付費はたくさんありますので。

件数との関係では、金額は何も相関しないんじゃないですか。

○福祉課長(山口英雄) ここのところについては、先ほど私が答弁したとおりでろうと思えますけれども、ちょっと時間をください、確認をさせてください。(「正確に答えないと、またいい加減なちゅうと失礼ですけど、曖昧な答えをしてまた訂正したらおかしくなりますので、一応、保留して別な形で」と言う者あり)

○委員長(禰占通男) 保留にして、後で答弁をお願いします。

○9番(立石幸徳) 別件でいいですかね。

30年度からこの第7期の1年目ちゅうのが始まって、新しいサービスの介護医療院ですよ、

この状況といいましようか、3カ年、データとしては51名ちゅうことだったけど、新しい取り組みですので、介護医療院について30年度実績はどうだったのかというのを教えていただきたい思います。

○福祉課長（山口英雄） 介護医療院につきましては、平成30年7月から事業を開始しております。利用者は延べ人数で申しますと298人で、給付費につきましては1億0,500万円程度となっております。

ただ、この介護医療院につきましては、介護保険事業計画では年度当初からフルに稼働するということで、50床フルに1年間利用があると、そういったことで予算措置をしておりましたけれども、今申し上げたとおり、7月からの稼働になったということ等に伴いまして、計画で見込んでいた延べ利用人数からすると、300人程度減少となったところでございます。

○9番（立石幸徳） この31年度といいましようか、令和元年度に、今年度になっては、やっぱり同じ状態が続いてるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 御承知のとおり、介護医療院は、もともと療養の病床が介護保険施設として介護医療院に転換したわけですので、当初入所されてた方は、全員が全員、市内の方ではない状況で、介護医療院になってもそのまま継続して入所していらっしゃると思いますので、そういったことで、状況としては基本的には一緒だと思います。

50床のうち、全部が市内の被保険者ではございませんで、市外の被保険者も入っているということになろうかと思えます。

○9番（立石幸徳） そうしますと51ぐらい、利用計画では51ちなつたもんで、全部埋まってはいるけど、その利用の中身が市内の人が28ち言ったですかね、ほかは市外なので会計上は市内分だけが関係してくるという状況になってるということですね、わかりました。

○福祉課長（山口英雄） そのとおりです。

○4番（沖園強） 先ほどの件数を保留にしておりますけど、私がちょっと電卓をたたいてみると、29年度が729人の12カ月、30年度が1,103人、12カ月ですれば、大体1人の方が行って三、四回、29年が。30年度が0.87回、そういった理解でよろしいかと私は思うんですけど。それは、まだ保留でございますので、後もって教えていただきたいと。

認定率は、前年度からすると下がったということなんですが、事業計画にすると。そうすると、この総務費のシステム改修費が前年度より100万程度下がるとるんですけど、それと事業費そのものが1,000万程度下がって前年度より低いんですよ、それが介護保険事務組合負担金が1,000万ぐらい落ち込んでると。それは、この認定率分が影響してるんですか。どうなってるんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 総務費が昨年よりも落ちてますけども、このうち南薩介護保険事務組合負担金につきましては、平成29年度は4,762万8,000円でございます。

30年度は、3,836万9,000円で926万円程度落ちておりますが、これは介護保険事務組合には各構成市から職員を派遣しておりますけれども、平成29年度と比較しますと、本市からの派遣職員が1名減となったことで、派遣職員が1名減少した分に伴う影響額が800万円程度、あとは申請実績による分が100万円程度ということでございます。

○4番（沖園強） そうすつとこの認定率が下がったというのは、ここに実績、成果等でも触れられているんですけど、それだけ元気な高齢者がふえたということですよ。それが事業成果と。

○福祉課長（山口英雄） 要介護認定率については、これまでの議会でも申し上げてまいりましたけれども、本市では平成16年ぐらいから健康課で筋トレサロンを取り組んでおりますし、地域包括ケア推進課で四、五年前からてげてげ広場といった取り組みを行って、元気な高齢者あるいは要介護状態になることをおくらせるための取り組みをやってきており、そういったことが実を結んできているのかなと思っております。

これまでも申しましたけれども、介護保険計画上は、平成29年度の要介護認定率は20.7程度と予想しておりましたけれども、実際には16%を切るぐらいの認定率となっておりますので、そういったことから、介護予防の取り組みが効果を発揮してるのかなと評価しております。

○9番（立石幸徳） 私も介護保険組合の監査委員を近年ちょっとさせていただいて、その認定率の部分で枕崎が、今、福祉課長が言ったように、非常に認定率が高くて、元気老人ちゅうとあれですけど、ただその残念ながらっていいでしょうか、南さつま、南九州、同じ組合の構成員である両市は認定率が上がってきてるはずなんです。

よそのことをとやかく言う気はないですけど、私は枕崎市に関しては非常にそういった努力といいでしょうか、特に地域包括ケアを中心にしたですね、この傾向ってというのは、ぜひ頑張っ、当然、その介護事業費がふえるっていうことは、住民へもいろんな負担が及ぶことになりまして、これを続けていただきたいと、一応、意見を申し上げておきたいと思えます。

○7番（豊留榮子） 今まで介護度認定を少なくしようということで、こういう元気度アップ・ポイントの健康体操とか、てげてげ広場とか、いろいろなことをやってこられてると思うんですよ。

ですけど、元気老人をつくることはとっても大事なことですけど、その介護度認定の検査の基準ってというのは今までと同じなんですか。それともレベルが高くなった、低くなったそういうのはありますか。

○福祉課長（山口英雄） 要介護認定の判断基準については、今までと全然変わっておりません。

○7番（豊留榮子） すると、本当に元気なお年寄りの方が今ふえて、介護の認定にかかわる人は少なくなってきている、そういう見方でいいんですか。

○福祉課長（山口英雄） 7番委員も御承知のとおり、平成29年度から要支援の部分については総合事業も始まったということもありますけれども、判断基準は変わっておりませんので、判断基準が高くなって要介護認定率が下がっているとか、そういったことはないと考えていただきたいと思えます。

○7番（豊留榮子） 高齢者の元気度アップ・ポイント事業ですか、それは今、参加される方にお金がいくんだと思うんですけど、ポイントがつくということで。いずれ自分が介護が必要となったときには、それを介護の費用にも使えるんですか。今はどうなりましたか。

○福祉課長（山口英雄） 元気度アップ事業につきましては、こちらの認定したイベント等に参加することで、ポイントを付与して年度末に商品券と交換できるということでございます。

今、7番委員がおっしゃった意味合いはわかりませんが、それをずっと将来的に年度をまたがってためて、何か自分が介護サービスを利用するときのポイントとして使うというようなシステムではございませんで、その年度ごとに商品券としてかえていただくと、そういった事業でございまして。

○7番（豊留榮子） 今の時点でそういうのがわかってるんですけども、いずれポイントをためて、自分が介護が必要になったときにそれが使えるような制度になったら、もっと健康体操とかいろんなものに参加する人がふえるんじゃないかなと思うんですけど。

○福祉課長（山口英雄） 7番委員の御意見につきましては承っておきますけれども、そうした場合に、例えば令和元年度の事業でポイントを付すべきものを何年度も後に繰り越すという形になりますので、会計的な面でも問題はないのかとか、いろいろ事業の運営上、検討すべき事項が多いかと思えますので、御意見として承っておきたいと思えます。

○12番（東君子） 今、ポイントの話が出たので、ちょっと話は若干ずれると思うんですけど、実は実際ですね、商品券を私も筋トレの教室を1つ持ってますけど、商品券をお渡しするときにですね、結構、枕崎は財政が苦しいから、これをぜひ子供たちのために使ってもらえないか、もう私は要らないっていう声があるんですけど、結構多いんですよ。

だけど、自分たちはどうすることもできないので、お孫さんがいらっしゃったら、そしたら何か買ってあげてくださいってというような感じでやってるんですけども、意外とそういう声が多いということも、一つ参考にしてください。

○13番（清水和弘） 私は、19ページの配食サービス事業委託についてなんですけど。現在、この委託業者は、1社、2社、幾らあるんですか。配食サービスの委託業者。

○福祉課長（山口英雄） この配食サービス事業は社協に委託しております。

○13番（清水和弘） 社協分だけちゅうことですね。利用者数は現在どんぐらいなんですか。

○福祉課長（山口英雄） 配食数で、年間8万4,000食です。人数自体はちょっと今……（「男性、女性わかたら」と言う者あり）福祉給食サービスの宅配の対象者は、平成30年度で申しますと361名となっておりますが、男女別には統計はとっておりません。

○13番（清水和弘） ということは、私は男女摂取量のカロリーっていう熱量もちょうと違うと思うんだけど。その辺も、そしたらまだわかってないの。男女別のカロリーなんかは違うと思うんだけど。

○福祉課長（山口英雄） 13番委員の質疑の意味合いがちょっとわかりかねますけど、福祉給食は基本的に同じメニューでやっております。高齢者が対象でございますので、そういった方に合うような食事というので、カロリーもそういったことで設定していると考えております。

○13番（清水和弘） 若いときは男性、女性、摂取カロリーが違いますよね。年をとったら一緒ということになってるんでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） 福祉給食につきましては、男女別にカロリーを考えてとか、そういった性別でメニューを変えたりはしておりません。

○13番（清水和弘） 1食当たりの単価は今どのぐらいなんですか。できればですね、ここ3年ぐらいでもいいけど。

○福祉課長（山口英雄） 1食当たりにかかるコストということではよろしいですか。——配送費を除いて平成30年度で申しますと、1食当たり450円として食材費をいただいておりますけど、それとほぼ同額だったと記憶しています。

○13番（清水和弘） 私、大体3年ぐらいさかのぼってと、今、言うただけど、ずっと値段は変わってないちゅうこと。

○福祉課長（山口英雄） 福祉給食の利用者負担金、食材費につきましては、ここのところ全然上げてありませんので同額でやっています。

○10番（下竹芳郎） 2ページの真ん中ぐらいに、新たに事業開始予定の小規模多機能型居宅介護事業所が事業開始に至らなかったってあるんですが、オープンされるのか、もう撤退されたのか。

○福祉課長（山口英雄） この小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、第6期計画のときに公募して、予定事業者としての指定を行いまして、別府地区に整備する事業所でございますが、現在のところ、ことしの12月から事業実施予定で、事業所のほうは準備を進めてると確認をしております。

○10番（下竹芳郎） これ小規模って書いてるんですが、どういう規模の事業所なんですか。どういう規模、従業員数そういう施設を利用する方。

○福祉課長（山口英雄） これは、地域密着型小規模多機能型居宅介護事業所に分類されるんですけど、利用定員が29名以下の事業所で、通いだったり短期で宿泊したりとか、通いによる複合的なサービスを提供する施設でございます。

○10番（下竹芳郎） こういう施設は、枕崎で足りてるんですか。足りてるちゅうか、十分にありますか。

○福祉課長（山口英雄） 小規模多機能型居宅介護事業所は、現在2カ所、枕崎校区と立神校区

に1カ所ずつございます。

○10番（下竹芳郎） それは2カ所あるんですが、2カ所で利用者とその施設が十分に足りて
るかっていうことはわかりますか。

○福祉課長（山口英雄） 小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、第6期計画の中で各
校区に1カ所ずつ整備するというので計画を立てたわけですけれども、現状で申し上げますと、
6期のときには公募をしたんですが、事業者からは最初は手が挙がらなかったと、そのときにい
ろいろ事業者とも話をしてみると、現状では足りているということでございました、事業所の感
覚としてはですね。

ただ、私どもとしては、今後、高齢者が多くなる中で、住み慣れた地域でずっと暮らしていく
ためには、そういった通いの場の整備が必要じゃないかということで計画してたわけで、現時点
では各事業所のほうもまだまだ今の事業所で、今度は別府にも事業所ができるということでの
で、それで十分やっていけると現段階では思ってたのかもしれないけれども、将来を
見越して、さらに現在の7期計画では、もう一カ所整備をするということで計画には盛り込んで
いるところです。

○9番（立石幸徳） 今のいろんな福祉課長の説明を聞いてて、足りている、足りていないとい
うのは、非常に考え方によってはおかしい話で、おかしいちゅうか、結局、施設があれば行くわ
けですよ、その利用できるな。なければ行きようもないわけですから。

なぜ、そういった施設ができないかというのは、私は基本的に介護を支える人材不足と、やは
りそういう施設をつくるにもきちんとした対応できる職員を初め、介護を支える人たちが確保で
きないと施設もつくりようがないですからね。その介護人材を確保するにはどうかしたら、も
ういろんな問題があるんでしょうけど、一つには大きな介護報酬の問題があると思うんですね。

これはもう報酬っていったら、ある意味で国の問題になっていくんですけれども、どうもやっ
ぱり枕崎市じゃないんですけれども、他市で聞く話でも、今、介護人材の引っこ抜きちゅうか、
要するに高いところにどういう形で厚遇するのか知りませんが、どんどんその移動が始まっ
てるわけですよ。

いろんな施設が、そういうことに振り回されてっていうか、いるような状況もあるので、こう
いうときにはやっぱりきちんとした、ちゃんとした介護報酬で支えるちゅうことも何かの機会に
はいろいろ、特に市長会、そういうところでは介護報酬のあり方っていうのには、要望、それか
らそういう発言をしていただきたいと思いますね。

○福祉課長（山口英雄） 今、9番委員が言われたとおり、介護人材不足については、国も人材
確保のために、例えば外国人の活用とか、それから介護ロボットの導入とか、そういった施策を
やっているところですけども、なかなか思うように進んでいないのかなというのが、私どもが
実感しているところでございます。

私どもとしまして、全国市長会を通じて介護のための財源確保、それから介護人材確保の観
点での施策の充実とか、そういったものについては、これまでも要望してきておりますので、今
後とも継続して要望をしていきたいと考えております。

○2番（眞茅弘美） 今、小規模多機能型施設の説明がございましたけど、高齢者の方の入所施
設には、あと老人保健施設とか、特別養護老人ホームなどがあると思いますけども、それぞれ枕
崎市内に何施設ございますか。

○福祉課長（山口英雄） 特別養護老人ホームとしては、広域型が2つ、地域密着型が1つ。老
人保健施設が3つ、それから入所施設としては介護医療院が1つ。今言ったとおり、特養が広域
型2つ、地域密着型というちっこいやつが1つ、老人保健施設が3つ、それから介護医療院が1
つという状況になってます。

○2番（眞茅弘美） 今、7つの施設がございまして、入所待ち人数とか把握されておりますか。

○福祉課長（山口英雄） 現在、実数でいくと100名は切っていると思いますが、入所待ちの方はいらっしゃると思います。

ただ、施設整備については、先ほども議論の中でもございましたけれども、介護保険料にもはね返ったりとか、今後の高齢者の推移とかも考えながら計画しないといけませんので、枕崎でもこここのところは65歳以上の高齢者数は8,250程度でずっと横ばい、あるいはそろそろ減少傾向になるかなという状況にありますので、今後の高齢者の数も見た上で、必要なのかどうなのか、必要なサービスは何なのかを検討していきたいと考えております。

○2番（眞茅弘美） 100名ぐらいいらっしゃるといことで、介護の問題はいろいろあると思います。広域になりまして、他市のほうにも入所できるんですよ、たしか。そういうこともございますけども、これは高齢者の方々からもなかなか入所できないという話はよく聞いております。ちょっと難しい問題ではあるかとは思っています。

その長い入所ですよ、長く入所される方がなかなか入所できないという問題がございまして、短期ですと先ほども出ました小規模多機能型施設がかなり利用しやすいみたいですね、老健施設のほうも在宅を目指すということで、入所してもまた家庭に戻るってところがですね、家庭に戻るって目標を持ちながら、そこで何とか介護を一生懸命頑張るって目的もあるんですけども、ちょっと介護度の重たい方はそこがなかなかだっている問題もありますので、入所できる施設が少ないっていうのは、今後課題になるかとは思っています。また、御検討をお願いします。

○4番（沖園強） 監査意見書の25、26ページをお願いします。

不納欠損処分をやっているわけですけど、これ介護保険料は強制徴収公債権になるのかな、債権管理マニュアルでいけば。強制徴収になるの。

○福祉課長（山口英雄） 介護保険料は、消滅時効は2年ですけども、強制徴収公債権だったと思います。

○4番（沖園強） 短期消滅のほうの公債権ということですが、そうすると26ページの死亡者の場合は、2人の2件というのは経緯でわかりますよね。所在不明も1人の1件と、生活保護も2人の2件ということですよ。そうすると、納付能力なしは年度別の人数はどうなってるんですか。

○税務課長（神園信二） 26ページにお示ししてありますとおり、27年発生 of 債権4件、28年発生 of 債権35件でございます。本年度、不納欠損したのは合わせて39件というところです。

○4番（沖園強） 人数は、何人で4件で、何人で35件なんですか。件数と人数が合わないから今聞いているんです。

○税務課長（神園信二） しばらくお待ちください。

○4番（沖園強） できれば……経緯はわかるわけか、そこがわかれば。待ってる間にもう一件。要介護認定者数の表があるんですけど、一番下段のほうに。第2号被保険者が、前年度とする5名ほど認定から漏れて減ってきたということなんですけど、これはどういった要因で、健康になられたとか、あるいは65歳以上になったとか、そういった原因別はわかってるんですか。

○税務課長（神園信二） 今の答弁待ちの間に、先ほどの不納欠損の関係を報告してよろしいでしょうか。——27年、28年発生 of 2カ年にわたって債権をお持ちの方が3名いらっしゃいます。

○4番（沖園強） どっちがですか。

○税務課長（神園信二） 納付能力なしのところ、27年のみという債務を持っているのが4人のうち1人。27年のみというのが1人です。28年が残り35です。27、28、両年にわたっての債務をお持ちの方が3人、そのうちにいらっしゃると。

○4番（沖園強） 法令をちょっとひもとかなかったからわからんとですけど、介護保険法第200条ってどんなに定められてるんですか、規定されてるんですか。

○**税務課長（神園信二）** 介護保険法の第200条保険料に関する事項に関連する記載を定めるところでございます。

○**4番（沖園強）** 地方自治法第236条の2項の規定は。

○**税務課長（神園信二）** 地方自治法第236条金銭債権の消滅時効に関する条文でございます。

○**4番（沖園強）** 消滅時効に関する条文に基づいて2カ年短期消滅ということですが、その死亡者はわかります。

これ、強制徴収公債権の場合は、家族とか後見人とか、そういった部分はどうなっていくんですかね。強制徴収、やむを得ないという形で片づけるのは簡単なんでしょうけど、例えばこの所在不明ってなれば、その子供とか、そういった追跡調査とかをやられてるんですか。

○**税務課長（神園信二）** 所在不明につきましても、追跡調査は当然行うわけでございますが、こちらの保険料につきましては、先ほど委員から照会いただきました介護保険法第200条時効の部分の適用でございますので、所在不明につきましても、手を尽くして調査した後も所在がわからない場合は、保険料を2年時効で不納欠損せざるを得ない部分が出てくるところでございます。

先ほど自治法の236条金銭債権の消滅時効は5年でございますが、この介護保険料の場合は、保険料ということで介護保険法の200条の適用を全て受ける債権になりますので、2年間でやむを得ないものは落とさざるを得ない状況でございます。

○**4番（沖園強）** 介護保険法特段の別の法律に基づいて、短期消滅ということは理解できるんですけど、やはり税務課のことですから追跡調査なりやっておられるんでしょうけど、監査委員も指摘しているように今後とも債権の確保ということで御努力いただきたいと思います。

○**税務課長（神園信二）** ただいま委員から御指摘いただいたところは私どもも十分承りまして、今後とも安易に不納欠損ということがないように努力は重ねたいとは思っております。

○**福祉課長（山口英雄）** 先ほどの2号被保険者の数が減ってる要因ということでございますけれども、2号被保険者は40歳から64歳までで介護保険の介護サービスを受ける方々でございますけれども、2号被保険者につきましては特定疾病と申しますか、重篤な、例えば末期がんでありますとか、そういった限られた疾病のために介護が必要で、2号被保険者となられる認定申請を受ける方がほとんどだと思いますので、そういった疾病のためにお亡くなりになったりとか、そういったことが原因だと思っております。

○**4番（沖園強）** ですから、その特定疾病等で御不幸な方と、あるいは1号保険者に繰り上がった部分と、その分類を今聞いてるところなんです。当然、新たに発生される方もいらっしゃるわけですよね。いや、もう時間を要するようでしたら、後もってまたお示しいただければ。

○**9番（立石幸徳）** 最後にしますけど、今、厚労省の介護保険部会でこの介護保険財政も非常にですね、先行き厳しいということで、幾つか検討をされているみたいなんですけど、ちょっと知らないんで1点だけ、そのケアプランの作成料をもう本人負担にしようというようなあれがかなり出てきていますよね。

このケアプラン作成料というのはどの程度かかるんですか、金額。担当者が何か調べに行ってるでしょう。そんならもういいですよ、時間があれです。

あと意見だけ申し上げておきますが、この介護保険が始まって19年、やがて来年は20年にちょうどなる節目に来てるんですけどね、私は当初のこの介護保険を設計したあれからすると、非常に財政的にも大変な状況になってるんじゃないかと思えます。

それは、国のほうで考えることですけど、そこで本市においてもですよ、この7期の保険事業計画でも、今現在、基準額が年額6万7,700円、これ83ページに2025年の見込みを書き込んで、この基準額が9万3,200円ですよ。

あと5年ぐらいたったら、2万5,000円基準額が本市も上がるような状況。そういう中でな、やっぱり私は本市の決算書に書いてる2ページのおしまいところが、非常に大事なところだと思

うんですよ。要介護認定率もこれ31年3月末で15.8%と書いてありますけど、実際は30年3月末も15.8%だったわけですよ。それから下がっておりません。16.7%を見込んだけど、実際は15.8%だったわけですから、そこでやっぱり要介護状態にならない元気老人、これが一番大事だと思うんですね。

そういう意味で、ぜひこれからも地域包括ケアを中心にですね、この取り組みをやっていって、これからの次の世代に財政負担とならないように頑張ってくださいと思います。

○8番（吉嶺周作） 先日の新聞記事にですね、免許証を返納する前とする後で、介護が必要になったというのが2倍以上になるという数字が出てたんですけど、本市としてはその分析はなされてますか、枕崎独自の。

○福祉課長（山口英雄） その点については分析をまだやっておりません。

○8番（吉嶺周作） 結局、その免許証を返納して家から外に出なくなる、外に出る機会が少なくなり介護が必要になってきたということだと思うんですけど、その免許証を返納した後に電動カーに移行する場合の助成金とかはあるんですかね、本市に。

○福祉課長（山口英雄） 電動カーの助成ということについてはございません。それから、免許返納と要介護の関係については、8番委員が言われたとおり、免許を返納したことを契機に外出する機会が少なくなるとか、そういったことが契機になるだろうと私どもも思っております。

今、私どものほうでは、タクシー利用に係る助成制度を今回やろうとしておりますけれども、これは福祉目的のため、外出機会を確保するとか、そういったことのために今回新たにやろうとしているわけでございますので、今回のタクシー利用に係る助成に取り組んで、その利用状況とかを見ながら、市長もこれまでも申しておられるとおり、枕崎に必要な交通体系といったものも考える材料にできればなと思っておりますのでございます。

○8番（吉嶺周作） そのタクシー利用券なんですけれども、本年度は年度途中ということで3,600円、来年度はその倍の7,200円なんですけれども、これを1カ月に割りますと月に600円じゃないですか、1回のタクシー料金の片道分しか出ないわけですよ。今後、再来年度というか、年度ごとにそのタクシー利用券をふやしていくという考え方はあるんですか。

○福祉課長（山口英雄） タクシー利用助成についても、今から実際始まるわけですので、この1枚につき300円というのが妥当かどうか、この事業に取り組んで利用状況とか見ながら検討させていただきたいと考えております。

宿題が幾つかございました。まず、決算に係るもので、冒頭に9番委員から居宅サービス利用者の関係について質疑がございました。

今まで、こちらのほうでこの数字についてチェックしたところでございますけれども、居宅サービス利用者、これ先ほど国保連合会からの利用状況のデータで出した数字と申し上げましたが、そのデータを加工するときにミスがございまして、数字が間違っていることが判明いたしました。

居宅サービスの利用者、一月当たりの平均が、これには1,103人と書いてありますが、正確には641人となるようでございます。これはデータ加工の際に、私どものミスでございます。そういったことで、決算報告書1ページの3行目にございます在宅介護サービス1,103人、これを641人に訂正をさせていただきたいと思っております。まことに申しわけございません。

○4番（沖園強） 昨日も似たようなことがあったんですが、おわびして訂正ということでしょうから、またごたごたなるとよくないと思って黙っておりましたが、3ページの下段から3段目の基金積立金、これ切り捨てをやっておりますので、切り上げて基金積立金6,892万5,000円というふうに訂正されたほうが良いと思います。

○福祉課長（山口英雄） 基金積立金の関係につきましても、端数は四捨五入の関係で統一性がないところがございますので、そこについても新たに訂正させていただきたいと思っております。まことに御迷惑をおかけして申しわけありません。おわびして訂正させていただきたいと思っております。

手続につきましては、所定の手続を後もってとらせていただきます。

それから、先ほど9番委員から居宅介護支援費の単位についての御質問があったかと思いますがけれども、居宅介護支援費、プラン作成の費用でございますが、要介護1または要介護2につきましては1,053単位、ということは1万0,530円ということです。要介護3から要介護5の場合は1,368単位、1万3,680円になります。

それから、もう一つ、9番委員から補正予算のときに、南さつま市の介護保険料の規定が、令和2年までの軽減のやつで規定しているのはどういうことか精査するよにということでございますので、その件について御報告させていただきたいと思ひます。

補正予算の審議の後で、南さつま市のことを調べましたところ、南さつま市の介護保険条例第2条に保険料率を書いてありますけれども、例えば第2条の第1号被保険者につきましては、基準額7万8,000円に対して3万9,000円、0.5とうたってあります。

ただ、第2項で第1号の被保険者の保険料率は、令和元年度及び令和2年度における保険料率は2万9,250円、0.375にするとうたってあります。ですから、南さつま市の介護保険条例では、令和元年と令和2年度は、同じく0.375で賦課するとなっております。

ただ、補正予算のときに9番委員が言われたとおり、ホームページではどうなってるかというのと、ホームページには第1段階の被保険者の保険料については、まず年額で2万9,250円、0.375の率で年額を書いてあるんですが、その後は9月分までは月額幾らになりますよと、10月分以降は月額幾らになりますよという表記をしてるんです。

その月額表記でいきますと、南さつま市の場合、実際、具体的にどんぐらいの負担になるというのを親切で表示したんだろうと思ひますけれども、保険料を0.375に軽減するっていうのは、1年度の総額を0.375に引き下げるということで、その引き下げは10月からの半年間にかけてになります。

そうすると、通常は丸々1年でその引き下げをするわけですけど、半年で引き下げをするものですから、通常の引き下げ率の倍の引き下げ率になってしまうわけですね、半年間では。第一段階の保険料については、9月までは2,925円に月額はなります。これが基準額に0.45をかけた額なんですけど、これを10月以降は1,950円に引き下げます。

この1,950円というのが、月額の基準額と比較したら0.3になるんです。だから、本来は年額としては0.375で賦課しているんだけど、月額表示でいくと残り半年分は0.3の額になってしまうという誤解を与えるような表記になっています。

このことについて、南さつま市の担当に電話をしたら、確かに不適切な表示だと思ひますということで修正しますということでしたけれども、私どもとしては親切でやったということだということで……。

○委員長（禰占通男） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第4号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（禰占通男） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第4号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（禰占通男） 挙手多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため10分間休憩いたします。

△認定事項第5号 平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（禰占通男） 再開いたします。

次に、認定事項第5号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（松田誠） 認定事項第5号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について御説明します。

決算報告書の1ページをお開きください。

平成30年度の予算は当初8億1,567万4,000円で、前年度当初予算に比較して約8.8%の減でしたが、その後4回の補正を行い、8億6,715万2,000円となり、前年度からの繰越明許費繰越額6,946万6,000円を加算し、最終予算現額は9億3,661万8,000円となりました。

歳入では、調定総額8億7,825万9,000円に対して収入済額8億0,352万8,000円、不納欠損額1,000円、収入未済額7,473万円となり、調定額に対する収入割合は91.5%です。

また、歳出では、支出済額が7億9,845万9,000円となり、平成30年度の形式収支は506万9,000円、実質収支は397万3,000円となりました。

なお、繰越明許費として社会資本整備総合交付金事業の枕崎終末処理場改築更新、松之尾污水中継ポンプ場改築更新のうち1億2,306万円、事故繰越として、枕崎終末処理場受泥層配管工事の全額1,053万円の合計1億3,359万円を翌年度へ繰り越しました。

その財源は特定財源及び一般財源であります。翌年度へ繰り越すべき財源は既収入地方債2万5,000円及び一般財源107万1,000円の合計109万6,000円となります。

次に、7ページをお開きください。

平成30年度の整備状況は、大堀補助支線污水管路施設工事、延長382.65メートル、単独事業の立神北町地区污水管路施設工事、延長84.8メートル及び下水道取付管設置工事を実施しました。

処理施設については、長寿命化計画に基づき、沈砂池2号流入ゲート、揚砂ポンプ、流調攪拌機及び4号最終沈殿地汚泥掻寄機の改築更新の一部を令和元年度に繰り越して実施中です。

また、松之尾污水中継ポンプ場の1号スクリーポンプ、自家発電設備の改築更新についても令和元年度に一部繰り越して実施中です。

当該年度の污水管路整備延長は467.45メートルとなり、平成30年度末現在の污水管路総延長は10万6,539.96メートルとなりました。なお、当該年度に2.3ヘクタールが新たに整備されたことから、平成30年度末現在の整備済み面積は434.9ヘクタールとなり、現認可区域面積に対して100%の整備率となりました。

また、水洗化世帯数は、昨年度より82世帯増の5,840世帯で、水洗化率は0.6ポイント増の88%であります。

以上、概略御説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（禰占通男） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等わかりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） いろいろ何か途中で、午後からも執行部のほうで計画があるみたいなんですけど、時間がちょっとそんなにゆっくりちゅうことでもないんで、私、一般質問の関連ですね、この7ページの今、課長が説明した部分の処理施設、実際上は、令和元年度に繰り越してやっているちゅうことですけれども、ここに記載がありますのでね、要はこの終末処理場の長寿命化計画第1期なんですけど、沈砂池、それから揚砂ポンプ、流調攪拌機ですか、4号の最終沈殿池汚泥の改築とこれは一部と書いてあるんですけどね。

こういった取り組みをしていって、その私が一番聞きたい悪臭の改善っていいでしょうか、どの程度までよくなっていくと考えればいいのか、その辺から教えていただきたいと思います。

○水道課長（松田誠） 今現在取り組んでいます処理場の長寿命化計画、1期に基づく工事についてですが、臭気に対する対策というのはこれにはありません。

今後の臭気対策としましては、臭気が一番強く感じられる汚泥棟の中で、部屋全体を脱臭する仕組みとなっています加圧浮上濃縮機と加圧脱水機の設備ごとの気密化が可能な設備への更新を行いまして、部屋脱臭となっているのを一つ一つ機器から臭気漏れを出さないように機器脱臭にかえます。

そのことによって、臭気の漏えい、拡散を防止することが一つ、さらに現在の活性炭吸着方式脱臭施設というのがありますけど、これの見直しを行いまして、より効果のある脱臭設備への更新に取り組んでいきまして、事業所として処理場周辺の環境保全に努めてまいりたいと思います。

○9番（立石幸徳） 具体的に、その臭気対策じゃないということなんですけれども、今、長寿命化計画より別個に、その課長が後段に言われた取り組みというのはされるちゅうことになるんですか。

○水道課長（松田誠） ただいま申しました臭気対策の加圧浮上濃縮機と加圧脱水機の更新については、長寿命化2期の計画に入っております（「2期、はい」と言う者あり）これが今年度に委託を行っています処理場等のストックマネジメント計画。

これを、ストックマネジメント計画によって最終的には実施年度が確定するんですけども、現計画では、この加圧浮上濃縮機と加圧脱水機の更新について令和3年度から行う予定です。

○9番（立石幸徳） その3年から1年間で終わるんですか。（「2年間です」と言う者あり）2年間、できるだけ急いでほしいと思うんですけどもね、そういう計画になってるちゅうことですが、ただ私が一番気にしているのは、そういった取り組みをしてな、実際それが本当に機能しているのか。

そういうその悪臭、そういうもののチェック数値上な、どういういろんな取り組みをして、実際、数値上、こういうふうになったっていうようなもののチェックっていうのは、その辺については何かできるようになるんですかね。

○水道課長（松田誠） 今現在、環境部局のほうで臭気指数による測定を行っていますが、下水道事業としましても終末処理場内外11カ所。（「何カ所」と言う者あり）11カ所を年3回、機器による臭気指数の実測をやっています。これに、この結果からいきますと、規制というか、施設境界線、これは東西南北やりますけども、これについては機器による測定では、今のところ異常値は出てないです。

処理場内の臭気が一番強い沈砂池入り口とか、汚泥棟3階排気口とかについては、平均で17とか12、30年度で沈砂池入り口で平均12という数字が出てます。

○9番（立石幸徳） その施設内外で11カ所ですね、これ年3回ということでしたが、いつからやってるんですかね。

○水道課長（松田誠） ここの平成26年からのデータはありますけれども、最初始めたのが何年かは今、データはありません。

○9番（立石幸徳） 26年からっていう、そのデータでもいいんですけど、26年からのデータ

では全然一つもちゅうことじゃないんですけど、ほぼ変わらないんですか。その26年からのデータではどうなってるんですか。

○水道課長（松田誠） 施設内の平均としましては、平成26年で平均が0.7、最大で15、平成27年の平均ではゼロ、最大もゼロ、28年度は平均で5.4、最大で24、平成29年度は平均3.3、最大で30、これは沈砂池入り口でございます。平成30年度は平均で3.9、最大で24と数値が出てます。これは処理場内です。

○9番（立石幸徳） 今、言われた指数は、いわゆる臭気指数ですか、何の数字ですか。

○水道課長（松田誠） 畜環研式ニオイセンサという機器による臭気指数です。

○9番（立石幸徳） 一般会計のときにですね、市民生活課参事から本市の悪臭防止法の規制基準は、いわゆるアンモニア等を含めた濃度の部分の基準はありますと、臭気でもその濃度検査はしてないと、基準はあるけど濃度検査はしてない。

今、やってるのは臭気指数を下水道処理場ばかりじゃなくて、市内7カ所でな、検査をして大体10から15は基準内ですという報告をいただいているんですね、処理場内の、例えば最大と言いましたけど、24とか30とか、24ちゅう、まあ15もあるんですけど、これはもういわゆる臭気指数の基準では基準外ちゅうか、結局、基準内に入ってないと、そういう理解でいいんですか、

○水道課長（松田誠） あくまでも臭気指数の測定場所というのは、事業所の境界線となっておりますので、境界線における東西南東の敷地境界においてはゼロとなっております。

○9番（立石幸徳） いや、おかしいですよ。市民生活課がやってるのは境界のところやってますけどね、それは当然、施設内も基準内におさまらないと、においちゅうのはどんどん広がっていくわけですから、それは確かに私もこの臭気指数の検査の仕方、ちょっとした手引きでそれなりにおさらいをしましたよ。15ちゅうのはある器の中に15回な、その人が、測定士みたいな人がおって、15回においを嗅いでなくなれば、それが15という数字になるというようなものですよね、測定士の人がはかるわけですからね。

でも、15以上の数字が最高値つっても出てるわけでしょう、施設内はあくまでも、もうその悪臭にははっきり言って、満ちてるというふうに考えられるわけですよ。ですから、この辺の下水道条例、施行規則でもですね、こういった具体的な数字は示してないですよ。

ただ、私も一般質問で言ったように、下水道条例で終末処理施設をどうするかつたら、きちんと書いてあるんだけど、排気、排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないように規則で定める措置が講ぜられていること、これが条例ですね、その規則を見ればまた全く同じ文ですよ、条例第2条の5第2号に規定する規則で定める措置は、全く今、言ったことですよ、排気、排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないように講ずる、条例と規則が全く同文になっとるわけですね、具体的に私が聞きたいのは、数字がどうなったときに措置が講ぜられているっていうことになるのか、そこは規則でうたうべきじゃないんですか。

○水道課長（松田誠） ただいま申しました機器による測定ですけども、今、最大値を言いましたけども、これについては沈砂池入り口のところで、要は直接下水が流入してるところの臭気についてはこういう値が出てますよと、それから脱臭設備を通過していきますので、においは、もう脱臭設備を通過して境界線のところに届いたら、今のところは、その機器による測定では数値が出ていないということです。当然、今言われた条例に載っている措置は行ってないところで測定しますから、臭気が出るのは当然です。

その後、脱臭設備なり、カバーなりやって、その防臭を行っておりますので、今、言った最大値のところから、敷地境界線で機器測定した場合ゼロということは、今の脱臭設備がまだ効果があるんだと考えてます。

○9番（立石幸徳） 考えますじゃなくて、市民はですよ、そのいろんな悪臭があるよね、とい

うことじゃなくて、それは本当に、俗に言う科学的、合理的、あのお魚センターの件でいい名言出たなあと思ってるんですけど、科学的、合理的にですよ、確かに悪臭はストップされているのになということも市民が判断するにはですよ、きちっと示された数字でないと、たださっきから言うように、人の健康に害が及ばさないようにやってますっちなったってですよ、それはにおいも人によりけりで、感ずる人、感じない人いるかもしれませんが、そういったものをきちっと示さないと、私は実際、その公共施設としての対応にはなっていないと思うんですよ、

○水道課長（松田誠） ただいま言われる条例関係、規則関係について、臭気の発散及び蚊、ハエなどの発生防止に努めるとともに構内の清潔を保持することとかを書いていますけれども、この条例に基づいた、カバーなり、植栽なり、脱臭装置を設置しているわけでございます。

現在、今、言われる規制数値については、下水道事業としましては事業場ですので、何らかの規制基準があれば、それは当然守らなければいけないわけですけども、下水道事業としましては、今、下水道法では最終的に処理した水の規制については数値化してはありますが、臭気についての規制というのは、下水道事業としては今のところしてないところでございます。

○9番（立石幸徳） それは非常におかしいですよ、今、本市の下水道の、水道課がおかしいちゅう意味じゃなくて、ほかの、例えば他市の終末処理場のそういう悪臭対策はどういうふうになってるんですか。

○水道課長（松田誠） 本市の場合、市街地に近いということから、水処理にかかわるところについては、ほとんどの処理場ではカバーは設けませんけれども、市街地に近いということで水処理、エアタンのところにもカバーを設けております。

また、脱臭設備については、今、活性炭の吸着方式をやっていますけれども、他市については最新の脱臭設備というのがありますので、そういう他市については、いろいろな建設当時の最新の脱臭設備を設置していると考えています。

○9番（立石幸徳） 私は、この悪臭の一番おかしいと思うのはですね、例えば市民生活課のほうで対応するのは、民間施設を行政がチェックに行くわけですね、しかし、下水道施設は公共施設ですから、下水道課がいろいろやって悪臭のことはこうしてますよ、ああしてはますよって、誰がそれを、あるいはどこがチェックするかつつたら、いや課内でやってるんですよ、あの植栽をしていますよ、何をしていますよと言われても、それは内部での取り組みですからね、チェック機能にはならないと思いますよ。だから、その辺が甘くなるんじゃないかということも申し上げていきますんでね。

ここで、いろいろその悪臭のことばかりな、今後のその善処方としていろんな取り組みもされるちゅうんですけど、ぜひ私は数値の目標なり、数値で規制をするように取り組んでいただきたいと思います。

○市民生活課参事（日渡輝明） 済みません、悪臭防止法による規制関係で、ちょっと説明をさせていただきます。

悪臭防止法では、騒音などのように特定施設制がとられておりません。悪臭公害については、特定の業種だけに結びつくものではなく、あらゆる業種からの悪臭の発生する潜在的な可能性があることから、規制対象を限定する規定が設けられていないところでございます。事業者に対しての悪臭の測定義務も課されておらず、施設の届け出制もとられていないということでございます。

そういった面で、敷地境界線上における悪臭、臭気の相談等においては、環境部門のほうで測定をして判断をしていくこととなります。

○9番（立石幸徳） ここは下水道会計の調査ですけどね、今、市民生活課参事が言った、極めて、私がおかしな説明をされたんじゃないかと思えますよ、それは。規制は設けてないって、私は市民生活課のほうからいただいた資料で、平成24年4月1日から本市は、規制区域と悪臭

防止法に基づくな、それから第4条に基づく規制基準、これを定めとるわけでしょう、今の説明を聞いたら、何の規制もありませんよっていう話に聞こえて仕方がないんですけどね、本市の悪臭に関する規制区域はまずどこですか。それは、実施されたものがあつたんじゃないんですか、きょうは持ってきてませんけどね。

○市民生活課参事（日渡輝明） 規制区域については、市内全域を定めております。

○9番（立石幸徳） 定めて、その区域にもいろいろABCそれぞれの区域の違いがあるんじゃないんですか。色分けしたものが、ちゃんと市民生活課のほうでは閲覧できるようになってるはずですよ、終末処理場の区域はABCのどこに入ってるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 本市の規制区域は、2つの区域でA地区、B地区、定めてあります。終末処理場近辺は、A地区で規制を行っているところです。

○9番（立石幸徳） いやだから、規制をしているわけでしょう。また、してもらわんと困るわけですよ。これは下水道会計ですからね、またの機会にいろいろお尋ねしますけどね。

いずれにしても、条例はこの形でいいかもしれませんが、下水道の条例施行規則ですね、終末処理場の維持管理において、生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないように講ずる措置、これもう、だから今言った、本市がその悪臭規制を設けたから、平成24年に下水道の規則にもこの部分が追加されているんですよ、全く同じ時期にそういう対応をしたわけですよ。

別件でいいですかね、別な問題。

○委員長（禰占通男） 回答は要らないの。

○9番（立石幸徳） 回答を求めても、下水道会計にちょっと外れていくから。

○水道課長（松田誠） 先ほどから申しますように、施行規則等で生育環境の保全、または人の健康上の支障が生じないように、排ガスの処理設備の設置、こういうのがうたわれています。

これについては、先ほどから申しますように、覆蓋なり、吸着の脱臭装置なり、植樹・植栽を行っています。それでも、一般質問でも答弁しましたとおり、臭気の拡散はあると認識しているところです。

○4番（沖園強） 決算報告書の8ページをお願いします。前年度の使用料回収率が110.6%だったのが85.7%に下がったと。また、汚水処理に係る総費用に対しても47から41.8%に下がったと。これは当然、汚泥処理の部分が非常に大きく影響していると思うんですけど、昨年の予算特別委員会の9月の汚泥処理運搬業務委託料の推移ということで、7月末までは示されているんですけど、決算的には汚泥量、汚泥処理業務委託料、汚泥運搬業務委託料、合計で委託料がどうなったのかお示しいただきたいと思います。

○水道課参事（永江隆） 運搬費等処理費の合計でよろしいですか。

○4番（沖園強） 汚泥量から処理業務の委託料、汚泥運搬業務の委託料、そして委託料全額の決算額ということで。

○水道課参事（永江隆） 汚泥量が4,520.4トン、汚泥処理業務委託料1億0,491万1,833円、汚泥運搬業務委託料1,116万6,085円、運搬業務処理業務の委託料の合計で1億1,607万7,918円となっております。

○4番（沖園強） 前年度比較にしても7,000万程度ふえたということです。その分がこの回収率に影響してきてると、こう理解してよろしいですか。

○水道課参事（永江隆） 回収率が落ちている原因は、それが原因と分析しております。

○4番（沖園強） 現在は、どういう状況なんですか、その受け入れ業者といますか。

○水道課長（松田誠） 前年度は、どこも中間処分場がなかなか見つからないということで、単価の高い焼却処分場に運んでいたんですけども、前年の後半から焼却処分をやめて、霧島とかの中間処分場まで汚泥を運搬しております。

令和元年度になりましても、各処理単価の安い周辺の中間処分場への挨拶回り、お願いには回

ったんですけども、どうしても肥料の需要が余らないと。

やっぱり、枕崎市下水道汚泥については臭気問題とかあって、去年から制限のかかっている汚泥量という形で、近辺の中間処分場へは搬出しております。

また、8月末現在では、当初予算ベースで計画量とか検討していたわけですけども、8月末と当初予算ベースでの比較では、汚泥搬出量は計画量1,850トンに対しまして52トン少ない1,798トン、運搬費を含む処分費用は8月末で4,400万円程度計画してましたけど、8月末では4,400万円に対して121万円少ない状況であり、ほぼ当初予算の計画どおりに今、なっています。

今後、水産加工場の生産量によりまして、汚泥量が増加する懸念もありますが、今の段階では当初予算の計画のどおりに汚泥処分費が執行されていることとなります。

○4番（沖園強） 御苦勞ですが、何とか乗り切らんないかんわけですよ。監査意見書でお願いしたいと思います。

各会計、全て不納欠損並びに未収額について今回お尋ねしてるんですけど、下水道使用料、受益者負担金ともに強制徴収公債権ということで短期消滅5年になってるのかな、これ5年ですね。

今回は、不納欠損が1件ほどあったと、倒産、破産と、やむを得ないということなんですけど、受益者負担で見ますと、未収額件数、人数的にいきますと1,035件で71人、それが7月末で25件10人の納入がなされた。1,010件61人の納付意思があるのかないのかわからんけど、そういう方々が残っているということなんですけど、どういう状況の方々なんですかね。

○水道課参事（永江隆） 平成30年度末で、992万4,010円受益者負担金の未収金がございます。その中で、9名の方が現在も分納っていう形で支払いをいただいております。これが、令和6年度ぐらいまでには収納できる状況にあると分析しているところでございます。

あと、収納実績がない分の約880万については、今後どのような処理をしていくのか検討しなければならぬと分析しております。

○4番（沖園強） 9名の方は、納付意識があって分納という、令和6年までは何とか確約できるということなんですけど、61名の未納、納付なされなかった方々がいます。

その61名の分析といいますか、発生日といいますか、起算日ですよ。ずっと今まで不納欠損処分をしていなかったということは、時効中断をやってるわけですよ。そうすると、一番古い方は何年度から発生してるんですか。

○水道課参事（永江隆） 下水道事業を開始した当初の昭和59年度から未納の方もいらっしゃいます。

○4番（沖園強） 当初からそうすると、1画、2画、3画、4画あるんですけど、どこに一番分布されてるんですか、そういうのは。

○水道課長（松田誠） 59年ですので、第二次になります。

○4番（沖園強） 第一次の1画で59年度、1画の方が何名ぐらいいるんですか、その61名のうち。

○水道課参事（永江隆） 区域は今わかりかねますけれども、昭和59年度賦課年度で11名、平成5年度で5名、平成6年度11名、平成12年度7名、平成13年度12名、平成14年度5名、平成21年度9名、平成22年度2名、平成23年度2名、平成26年度2名、これは先ほど、今現在も進行形で納めていただいている方も含めての未納の方々です。

○4番（沖園強） 平成20年代になればですけど、この平成10年代、14年度あたりまでのこういう方々って回収見込みはあるんですか。簡単に不納欠損をなささいというわけにはいかんですけど、そういう方々がどういう状況にあるのか我々つかめないんですけど、どうなんですか。

○水道課参事（永江隆） 率直に言って、なかなか難しい状況があると我々も判断しております。

○4番（沖園強） 時効中断はやってないちゅうことですから、催告はやってるわけですよ。こういった形でやってるの。何か通知文。

○水道課参事（永江隆） 催告も、中には住所がわからない方々もいらっしやったりするんですけども、その点は時効の中断がはっきりできてないというの也有りますが、催告書については年に2回、ほかの方々には送付をしている状況にあります。

○4番（沖園強） 行方不明者は、その催告書を送るにも住所がわからない方は何人いるの。何年ぐらいになっているの。

○水道課参事（永江隆） 所在不明、それから受益者の方がもう死亡されて、相続人の方が不明であると。それから、競売の方、廃業の方、それらを合わせて26件程度と把握しております。

○4番（沖園強） その26件は、もう何年ぐらいになってるんですか。結局、消滅期間に入ってるんじゃないの。

○水道課参事（永江隆） 一番新しい方でも平成14年の方ですので、それ以前の賦課した方々でございます。

○4番（沖園強） 誰が詳しいのかな。この平成14年以前が26件あるということで、催告書を送るあてもないということであれば、処分したほうがよろしいじゃないですか、どうなんですか。

○水道課参事（永江隆） 令和2年度より地方公営企業に移行いたします。そして、この受益者負担金についても詳細に調査中ございまして、それらをしっかり精査して、未収金として回収できる分についてののみを移行できるような形に持っていこうと今、検討をしているところでございます。

○4番（沖園強） そういったことを精査してですね、整理していかないと、事務処理も大変でしょうからね。簡単に不納欠損をなささいということじゃないですよ。

これ、やはり庁内で債権管理について整理できるところは、やっぱり整理していったほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけどいかがでしょうか、副市長。

○副市長（小泉智資） 今、4番委員からお話のありました不納欠損の処理については、庁内でまた各課含めましていろいろ検討したいと思えます。

○9番（立石幸徳） 1点だけ。一般会計のところで財政課のほうから、今後ともその下水道会計のほうに基準外の繰り出しを、一般会計の立場からいうとですね、やっていかなければならないということを財政課長が報告というか説明されたんですけども、この基準外の繰り出しといいましょうか、下水道会計への投資ですよ、これはいつまでに解消されるのか、その辺についてはどういうふうに考えているんですかね。

○水道課参事（永江隆） 委員がおっしゃるように、これは下水道維持にかかわる汚泥処理費です。その辺がネックとなって、5,000万から6,000万程度の基準外繰出金が発生しているのが現状でございます。

企業会計に来年4月移行しますけども、企業会計になったからといって、財政が劇的に変わるということはありません、今後の損益収支の見通しをしっかりと立てて、そしてまたそれを料金に反映させることも検討しながら、少しずつその辺を減少していくと。

そしてまた、それと同時に汚泥処理費の高騰を抑制するような、今、検討しておりますので、その施設ですね、その辺で抑えていきながら、それを2つ両輪の下水道事業会計の今後の課題として取り組んでいきながら、できるだけ料金値上げもできるだけ少ない額で済むような形に持っていく検討を今後していく考えでおります。

○9番（立石幸徳） 決して私は、下水道会計が本市のお荷物とか何とか言う気はさらさらないんですよ。特に今月、9月10日下水道の日っていうのがありますよね、1年に1回。下水道というのは本当に大事な事業、施設、そういう中でですね、最初言った悪臭のことも関連するんですけど、私はもうちょっとその市民にな、下水道の大切さ、大事さ、こういうものをアピールし、発信する必要があると思うんです。

というのがですね、とにかく何でもかんでも流せば、結局、最後の終末処理場でちゃんとどう

にかなるんだがというような意識で市民が思っていたんじゃないか、いつまでたっても、その悪臭問題も解決しないと思うんですね。

ですから、やっぱり本当に自分たちが我が街の下水道施設を大事に、大切にするとということであれば、何でんかんでん下水道に流せというようなものは、私は出てこないと思うんですけどね。

だから、そういう意味で、もうちょっとその下水道のこのありがたさ、大事さをな、アピールするのを私は少ないんじゃないかという気がしてならんもんですから、そういうものも含めて、今後とも頑張っていたいただきたいと思います。

○4番（沖園強） 最後に1点だけ、簡単にお尋ねします。7ページの中で水洗化率を掲載してありますが、前年度もちょっとお尋ねして、1画から4画まで各水洗化率が今何%になったのか。そして、負担金の収納率が何%になっているのか、お示しいただきたいと思います。

○水道課長（松田誠） 私から水洗化率について御説明いたします。

30年度末で一次区域が95.2%、二次区域が91.4%、三次区域が70.1%、四次区域が62.8%、区域外を合わせまして総計で88%となっております。

○4番（沖園強） 負担金の徴収率は。

○水道課参事（永江隆） 全体でよろしいでしょうかね。

○4番（沖園強） 不納欠損、先ほどいろいろお尋ねしたことにも結びますので、次年度の決算等でまた様子も伺わんないかんですから、1画から4画までお願いします。

○水道課参事（永江隆） 区域別には、また後もってデータを差し上げたいと思います。

○委員長（禰占通男） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第5号は、認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（禰占通男） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第5号は、認定すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（禰占通男） 挙手多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時18分 休憩

午後1時28分 再開

△認定事項第6号 平成30年度枕崎市立病院事業決算

○委員長（禰占通男） 再開いたします。

次に、認定事項第6号平成30年度枕崎市立病院事業決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（高山京彦） 認定事項第6号平成30年度枕崎市立病院事業決算について御説明します。

決算書の9ページをお開きください。

平成30年度の診療報酬改定において、0.9%のマイナス改定と平成28年度の診療報酬改定に続きマイナス改定となっており、小規模医療機関にとっては、医師を含む医療従事者の不足も合わせて厳しい状況が続いています。

経営面では、常勤医2人、非常勤医11人での診療体制となり、小児科診療については、年間55回の医師派遣をお願いし、延べ461人の診療を行うことができました。

さらに、市内の小児科医から要請のあった経過観察が必要な小児2人の入院受け入れもしました。

また、地域の子ども・子育て支援策としての病児保育事業の利用者は、延べ309人となりました。

このような中で、入院患者数は1万7,729人で前年度より547人の減、病床利用率は2.7ポイント減の88.3%となり、外来患者数は301人増の1万4,642人、診療実日数ベースの1日平均患者数は0.9人増の57.4人となっています。

収益については、入院は3億7,128万4,555円で2,506万4,466円の減、外来は1億2,201万9,673円で64万1,604円の減となりました。

さらに、一般会計負担金として救急医療の確保に要する経費のほか不採算地区病院の運営に要する経費等を含む合計1億1,045万8,000円の繰り入れ、長期前受金戻入の1,867万3,596円等で、総収益は前年度より1,991万4,781円減の6億5,074万3,040円となりました。

一方、費用については、薬品費及び委託料等の減により、総費用は前年度を2,232万0,496円下回る6億4,530万8,862円となりました。

また、有形固定資産購入については、超音波診断装置等の購入を行いました。

以上の結果、総収支比率は100.8%で、当年度純利益543万4,178円の黒字決算となりました。

次に、参考資料の23ページをごらんください。

収益的収入及び支出の病院事業収益では、医業収益が5億2,155万8,296円で、前年度より2,455万7,669円の減となり、医業外収益は1億2,117万9,194円で、前年度より436万0,238円の増となっています。

また、附帯事業収益が800万5,550円で、前年度より28万2,650円の増となっています。

一方、病院事業費用では、医業費用が6億1,514万5,057円で、前年度より1,337万7,338円の減、医業外費用は2,218万5,678円で、前年度より487万5,575円の減となりました。

また、附帯事業費用が797万8,127円で、前年度より28万2,717円の増となりました。

特別損失については、435万0,300円の皆減となりました。

次に、24ページの資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、資本的収入については、国民健康保険調整交付金229万5,000円、一般会計負担金648万6,000円の合計878万1,000円となっています。

資本的支出は建設改良費として、器械備品購入費827万8,200円、リース債務支払額1,327万6,269円及び企業債償還金2,071万3,182円の合計4,226万7,651円で、収入額が支出額に対して不足する額3,348万6,651円は、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しました。

その他の具体的な経営状況及び業務の内容等につきましては、参考資料を添付してありますので、あわせて御参照方お願いします。

以上、決算の主な内容について御説明しましたが、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

○委員長（禰占通男） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等わかりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 説明の24ページ。特別損失4,350万でありますけど、これの内容について

お願いします。

○市立病院事務長（高山京彦） 今4,000と言いましたけど、435万になりますけども、これは平成29年度に消費税課税事業者であることが判明したことに伴う支出となります。

○9番（立石幸徳） 29年度に、今その消費税課税の分があったけど、この30年決算ではなくなったから、その減額分が24ページに出てるとそういう説明ですよ。

○市立病院事務長（高山京彦） そのとおりです。

○9番（立石幸徳） 費用のほうで、前年度2,200万ぐらい総費用が下回った、29年よりですね。その原因が、薬品費もなんだけど委託料等の減、これは何の委託料が減ったんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 委託料の減につきましては、委託人が当初30人おったんですけども24人ということで、特に看護委託人、これが10人が4人となったことによりまして、人件費部分で減となっております。

○9番（立石幸徳） 看護委託人、人件費の関係になっていくわけですか。委託人が減っても、病院運営は支障はなかったわけですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 委託人の減によりまして、職員で対応しておりますけども、職員で夜勤等を含めて対応できたということになっております。

○9番（立石幸徳） 職員で対応とは、正規職員って市職員っていう意味ですか。

○市立病院事務長（高山京彦） そういうことです。正規職員で対応できたことになります。

○9番（立石幸徳） もうちょっと具体的に、どういう業務を職員がどういうふうに対応したのか、つまり残業等の業務になれば、むしろ委託料が減っても正規職員の人件費が上がることになるんでしょから、総費用としては上がっていくんじゃないですか。

どういう業務を具体的に職員がかわってやるようになったのか、そこの説明をお願いします。

○市立病院事務長（高山京彦） 正規職員が、その委託人の少なくなった部分を補ってるところにつきましては、手当がふえております。

特殊勤務手当が225万3,000円、時間外手当が144万6,000円、宿日直手当が143万2,000円の増となっておりますけども、委託人の減によりまして職員対応でそういったところが増となっております。

○9番（立石幸徳） その手当の関係は、何ページに出てますかね、この決算報告書の。

○市立病院事務長（高山京彦） 決算書16ページの下段のほうに医業費用の給与費とありますけども、その中で手当という部分があります。

○9番（立石幸徳） 給与費の給料、その次、手当、この部分に入ってるちゅうんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） そのとおりです。

○9番（立石幸徳） 結局、もうちょっとその委託料が幾らあったのがなくなってですね、手当が幾らふえたのか。でないと、この総費用がそういうことで減ったというのにまだちょっと結びつかないですよ。

委託料が減っても、手当が上がれば総費用は減ったと言えることにもつながらないので、もうちょっとそこを正確に説明してください。

○市立病院事務長（高山京彦） 委託料の人件費部分では、1,944万5,000円の減となっております。手当につきましては、先ほどもちょっと申しましたけども、特殊勤務手当が225万3,000円、時間外勤務手当が144万6,000円、宿日直手当が143万2,000円、これで513万1,000円となっておりますけども、その部分の増額がなされたということになります。

○9番（立石幸徳） そうすると、この委託人、要するに委託人がいなくても済んだというふうには我々は捉えるわけですね。職員の時間外とか特殊勤務手当で対応できたわけですから。委託人は、どういう仕事をしてたわけ。

○市立病院事務長（高山京彦） 普通の看護委託人ですので、看護補助者も含めまして看護を主

にやっております。

○4番（沖園強） ということは、23ページで給与費のところでは医師と看護師と技師、事務で給与費で明細書があるんですけど、技師だけが1人減ってますよね。配置基準からいけば、その対応でよかったんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 一般病棟では、10対1の基準になっておりまして、療養病棟につきましては、20対1となっておりますけれども、現職員数で対応できたということになっております。

○4番（沖園強） 対応できた。そうすると17ページの委託料で、うち人件費、これが前年度8,677万6,659円と。この部分が委託人が減ったってということですよ。昨年、29年度決算が8,677万6,659円なんですよ。

○市立病院事務長（高山京彦） そのとおりでございます。

○4番（沖園強） 収益的収支において、前年度に比べて黒字決算となったと。前年度より100.8%収支比率でなったということで、評価しないといけないのかなと思っておりますが、37ページ、38ページに収支計画（新改革プラン）の中で、網を被せてあるのが改革プランに基づいた数値ということで、若干改革プランからすると入院収益は改革プランより上がってるんですね。その辺の分析はどうなってるのかな。外来収益は下がったと。

○市立病院事務長（高山京彦） 下段が新改革プランの計上額でありまして、上段が決算見込み額となっております。

○4番（沖園強） 医業収益のほうは、改革プランより上がった部分もあるけど、改革プランに到達しなかったんですけど、医業外収益もそうですね、医業外費用のほうで医業外費用を改革できたというふうに見ればいいんですかね、これを見れば。そうですね。はい、そのような数値になっているかと思えます。

その中で、医業外費用が改革プランより上がっているのは、その他ちゅうのはこれ、何ですか。1,597万5,000円のその他の費用は。

○市立病院事務長（高山京彦） 平成29年度から、消費税課税事業所ということで消費税を計算しまして、その消費税計算に反映されなかった仮払い消費税を雑損失としております。

○4番（沖園強） 仮払い消費税ですね。よく当初予算のベースで議論があるのが、損益収支が赤字じゃないのってというような議論があって、決算ベースになればこうやって黒字を出したと。

収益の部分の部分を低く抑えて、経費の部分を若干高く見積もって収支予算書をつくるんですけど、公立病院でこうやって黒字決算ということで評価したいと思えます。

○9番（立石幸徳） 不採算地区病院への繰入金、これはどこに出てるんですかね、資料としては。

○市立病院事務長（高山京彦） 参考資料の23ページをごらんください。

その中で、医業外収益の中に負担金（繰入金）とありますので、そこが不採算地区病院の運営に要する経費等となっております。

○9番（立石幸徳） 本年度ちゅうか、30年度と29年度分はこれでわかるんですけど、その過年度分といいましょうか、それ以前の方は資料では出てないんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 資料では出ておりません。

○9番（立石幸徳） よかったら、ちょっとこの不採算地区への経費の過年度分28年度、27年度、どっかその辺から——あれは何年度からですかね、そのわかってたらちょっと教えていただきたいんですが。

○市立病院事務長（高山京彦） 27年度からですので、27年度4,631万円、28年度6,795万8,000円、29年度7,813万7,000円、30年度7,935万5,000円となっております。

○13番（清水和弘） それと、採算減の補助額っていうのは、何を基準にしてなってるの。

○9番（立石幸徳） 逆に、その27年度からずっと上がってきてるわけでしょう。この分がな、その上がってきた原因ですよ、繰入額。

○市立病院事務長（高山京彦） 不採算地区病院運営に要する経費につきましては、不採算地区病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額に繰り入れされております。

○9番（立石幸徳） 説明では、そういうふうになるんでしょうけど、実際の算出っちゅうか算定している根拠っていうんですかね、そういうものがあるんじゃないんですか。

ただ、不採算地区の地域には認められているちゅう意味じゃなくて、上がってきているわけですから、何で上がってきてるの。

○市立病院事務長（高山京彦） 措置額の上限5,164万5,000円……（「何の上限ですかね」と言う者あり）交付税措置される上限が5,164万5,000円。これを0.8で割り戻した額を限度としておりますけども、あと市立病院の収支見込みを考慮しまして、財政と協議しまして決定しております。

○9番（立石幸徳） 市立病院の何を考慮して。

○市立病院事務長（高山京彦） 市立病院の収支見込みを考慮しまして、財政と協議しております。

○9番（立石幸徳） 要するに、ちょっとごつくばらんちゅうと収支が悪ければ、財政、一般会計のほうと協議ちゅうか相談して、こだけ収支が悪いから繰り入れをしてくれんかと、そういう形で、そんなら一般会計が出しましょうというような話ですか。

○財政課長（佐藤祐司） 簡単に言うと、そういうことでございますが、ただ赤字にならないように出すという判断をどこでするかというところです。

経営努力というのも、当然、我々一般会計からしてみれば、やっていただかないといけないということもありますので、ある程度こちらのほうで、このくらいではどうかというのを先ほどの交付税措置額を基準とした額で、まずお示しをして、その中で経営努力をしても赤字になるという話がありまして、そしたらあとちょっとプラスして赤字にならないようにしましょうかという最終補正の予算編成の中で協議をいたして最終決定してるところです。

○9番（立石幸徳） そうしますと、いいですかね、私も赤字になることがいいこととは言いませんけども、そういう一般会計のほうが、もう病院は赤字にさせまいというようなことで、実質的には赤字であっても、このいわゆる不採算地区への病院に要する経費ということで、一般会計が赤字にするのをこの経費で防いでいると、そういうふうに考えればいいわけなんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） この不採算地区病院に要する経費の繰り出し基準が、その経営によって賄えない額というアバウトな表現になっております。となると、赤字になるということは、その経営によって賄えないわけでございますので、そこら辺は、当然、経営努力というのも促しますが、ある程度の出せる額の範囲をお示ししながら、最終的には赤字にならないようにしたいという額を決めております。

30年度でも、この収益的収支の予算上では3,200万程度の赤字ということだったんですけども、最終的にはここにありますように、540万程度の黒字になっておりますので、そこら辺でどうだろうかという数字で、不採算地区病院に要する経費の繰り出しを決めているということでございます。

○9番（立石幸徳） 最後にしますけど、そうしますと、今言ったような説明からいくと、平成27年度からこの経費が出てるわけですけどね、それがどんどん上がってきているっていうことは、実際は病院の経営が、それだけ実質的には厳しくなっているというふうに考えていいわけですね。そうじゃないんですか、補填をしている部分がふえてきているわけだから。

○市立病院事務長（高山京彦） 医業収支比率につきましては、類似病院の平均値より高くなっ

てるんですけども、やっぱり以前よりは少しずつ低くなっておりますので、そういったことが言えると思います。

○4番（沖園強） 不採算地区病院の経費に、繰り出し基準については、先ほど財政課長が言われたように、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額ということですから、まさしくそういうことだと思います。思うんですが、そうすると、一般会計に不採算地区として交付税措置される算定額、先ほど上限があって交付税額の比率を言ったですけど、それで幾らになってるんですか。

裏を返せば、公立病院という特異性から一般会計の繰り出し基準に基づいて繰り出しているということなんですけど、一般会計にはどういった基準財政需要額で補足されているんですか。

○財政課長（佐藤祐司） この不採算地区病院に要する経費については、基準財政需要額に算入されておりませんで、特別交付税で算定されているということで、先ほど事務長が申し上げましたとおり、30年度については5,164万5,000円、一床当たり93万9,000円掛ける55床でございますが、上限というか、特交措置額と言われている額です。

こちらのほうでは、その額が算定されているかどうかは確認できないんですけれども、一応、政令等を見るとこれが基準額となっております。

○4番（沖園強） そうすると、特別交付税措置されてるのは5,164万5,000円ということですが、そうすると今年度は9,550万2,000円という、その差額はどうなってるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 今の9,550万2,000円というのは、不採算地区病院の経費を含めて、ほかの繰り出し基準も含めた数字です。

先ほど事務長が申し上げたように、不採算地区病院の経費は7,935万5,000円というのが繰り出している額でございます。

○4番（沖園強） そうすると、7,900万何がしかの部分と5,100万の差額は、そうすると法定外繰り出しになるの。

○財政課長（佐藤祐司） 繰り出し財政措置がされないというだけの話でありまして、繰り出し基準に基づいた繰り出しですので、基準外繰り出しとはならないということでございます。

そのほか、いろんな繰り出し基準に基づいた繰り出しがありますが、それらのものを確定させた上で、最終的にこの不採算地区病院に要する経費の繰出額を決めるという形をとっております。

ですから、ほかの数字が固まって、結局、赤字にならないような形でこの不採算地区病院の繰り出し基準額が決まるという考え方であって、全てが繰り出し基準に基づいた繰り出しでありますので、基準外繰り出しはないという考え方でおります。

○4番（沖園強） 市立病院の場合、公立病院に対する繰り出し基準というのもいろいろあるんですけど、救急医療等の関係もありますよね、小児医療もですよね、高度医療、院内保育所等も対象になってるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 救急医療の確保に要する経費はそうなんですけども、医師の派遣を受けることに要する経費、児童手当に要する経費、公立病院改革プランに要する経費、企業債償還利子に要する経費等となっております。院内保育所は違うということです。

○委員長（禰占通男） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定第6号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（禰占通男） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第6号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（禰占通男） 挙手多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時11分 再開

○委員長（禰占通男） 再開いたします。

下水道の部分で、何か下水道決算について説明したいということですので、許可しましたので。

○水道課長（松田誠） 先ほど、下水道決算の審査をしてもらいましたところで、4番委員からのお尋ねの各区域ごとの受益者負担金徴収の収納率について回答します。

負担金の1次区域が99.74%、2次区域が99.45%、3次区域が97.65%、4次区域で98.16%、全体で負担金の収納率が99.10%となっております。

△認定事項第7号 平成30年度枕崎市水道事業決算

○委員長（禰占通男） 次に、認定事項第7号平成30年度枕崎市水道事業決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（松田誠） 認定事項第7号平成30年度枕崎市水道事業決算について主な点のみ御説明いたします。

決算書7ページ、水道事業報告書をお開きください。

まず初めに、業務量について説明いたします。

平成30年度末における給水戸数は1万0,497戸、給水人口は1万8,365人で、前年度に比べて給水戸数で32戸、率にしまして0.3%の減、給水人口で444人、率にしまして2.4%の減となりました。

また、年間配水量は278万7,031立方メートル、うち有収水量が253万2,981立方メートルで、有収率は90.9%となり、前年度に対して年間配水量で9万2,495立方メートル、率にしまして3.2%、有収水量で3万1,984立方メートル、率にしまして1.2%の減となりましたが、有収率が1.8ポイント増となりました。今後もさらに漏水防止対策等の強化を図り、有収率の向上に努めてまいります。

建設改良工事では、平成30年度の建設改良費の決算額は1億0,941万9,546円となり、主な事業内容は、美初竹山北線ほか1線配水管改良工事などの老朽管更新事業1,697メートル及び新設工事としまして498メートルを計画的に進めたほか、金山浄水場薬注設備更新工事など老朽施設の改修を進め、安全で良質な水の供給に努めました。

また、令和2年度からの片平山配水池更新工事に向け、基本計画を策定しました。

次に、経理状況について御説明します。

収益的収入及び支出では税抜で総収益4億2,721万6,650円、総費用3億6,970万1,587円で5,751万5,063円の純利益となりました。

これに、前年度繰越利益剰余金4,912万2,080円及びその他未処分利益剰余金変動額1,200万円を加えると、平成30年度末における未処分利益剰余金は1億1,863万7,143円となります。

資本的収入及び支出では、収入額3,581万6,295円にしまして、支出額2億2,947万7,102円となり、差し引きで1億9,366万0,807円の不足が生じまして、この不足額を過年度分損益勘定留保資金2,917万5,350円、当年度分損益勘定留保資金1億4,516万3,896円、建設改良積立金1,200万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額732万1,561円で補填いたしま

した。

引き続き4ページをお開きください。平成30年度の剰余金の処分について申し上げます。

未処分利益剰余金については、上の表の枕崎市水道事業剰余計算書、右から3列目の中ほどに書いてあります。

前年度の繰越利益剰余金として4,912万2,080円、建設改良積立金の取り崩しとして1,200万円、当年度純利益として5,751万5,063円の合計額1億1,863万7,143円が未処分利益剰余金となりました。

また、その一部を下の表の剰余金処分計算書(案)に記載のとおり、減債積立金と建設改良積立金への積み立て及び自己資本金への組み入れをするものでございます。

以上、主なもののみ説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、配付いたしました資料1は、水道事業収支計画表、収益収支計画表、資本収支計画表及び県内19市の決算業務量一覧表です。資料2は、水道事業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中長期の視点に立った財政計画、経営戦略を策定しましたので、お目通し方お願いします。

○委員長(禰占通男) ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等わかりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○13番(清水和弘) この事業報告書の7ページの部分のですね、この有収率、これ89.1%とありますけど、前はこんなには悪くなかったと思うんですけど、最近の5カ年でいいから教えてください、こんなに悪くなかったと思うんですけど。

○水道課主幹兼施設係長(上園秀人) 有収率につきましては、30年度が90.9%、29年度89.1%、28年度91.5%、27年度88.1%、26年度88.2%となっています。

○13番(清水和弘) 漏れとるところは何かあると思うんですけど、これは確認ができとるんですか。

○水道課長(松田誠) 短期漏水防水計画をつくりまして、平成19年度に有収率93.7%、ここまで高めました。

それから、平成20年度以降は、職員が中央監視システムにより日々の監視と漏水箇所発見に努め、夜間に流量分析するんですけども、これによって漏水地点の絞り込みの手法で整備してきましたが、平成26年度に88%台まで低迷しました。

これによって、再度、短期漏水防止計画を平成27年に策定しまして、平成34年度の目標有収率を93%に定めております。

これによりまして、28年度では漏水調査の結果、前年度比3.4ポイント増加の91.5%まで回復しましたが、29年度は2.4ポイントの減少になりました。

このため、29年度の減少については、有収率の回復に大きく反映されない別府地区、配水量が少ないために漏水を見つけても余り還元されなかったことで29年度は下がりましたが、30年に市街地を集中的に漏水調査をやりまして、今回90.9%まで上がったということです。

○7番(豊留榮子) 昨年は、市街地を漏水してるところを発見して、こういうふうになったということですけど、その漏水が見つかった時点で、その当事者がちゃんと修理っていうんですか、工事をされるのかどうか、それを放置したままにしている人もいるんじゃないかなと思うんですけど、そういう指摘はちゃんとされてるんでしょうか。

○水道課長(松田誠) 基本的に漏水を発見した場合に、本管から分岐したところからは本人の財産になります。

しかし、道路上の漏水、これを放っておきますと、路面陥没とか、いろいろ災害を引き起こしますので、道路と宅地境界のところの漏水については市で全部やっています。

敷地から入った部分の漏水については、個人にお願いしてやってもらうんですけども、どうしても漏水修理を出さないところについては、その分、本人たちの料金がふえるわけですね。それでも料金を払わなかったり、料金を払わなくて漏水修理もしないところについては、給水停止をしています。

○7番（豊留榮子） その給水の停止っていうのは、やっぱり死活問題になってしまうので、なるだけそれはしないでほしいんですけども、その個人の方も自分の土地であったりすれば、仕方なくやらざるを得ないかもしれないけど、借家であったりとか、そういう場合もあるかと思うんですね、そこは何かもうちょっと市のほうでスムーズにできるような方法というのはないんでしょうか。お金のない方もいらっしゃるだろうし、その給水停止というはちょっと。

○水道課長（松田誠） 先ほどから話しますように、個人の財産です、本管からの切り離れたところからですね。その分について、特に公道上は、先ほどから申しますように、水道事業でやりますけれども、こちらから少しでも負担を少なくするように、漏水場所を特定するために市の職員が出向いて、この辺ですよという形で、この辺を修理してくださいという協力はしているところでございます。

○8番（吉嶺周作） 老朽管といいますか、枕崎市内全体で50年以上経過してるものは、延べ何メートルぐらいあるんですか。今から修繕をしていかないといけないと考えられるものは。

○水道課主幹兼施設係長（上園秀人） ただいまの質疑は、50年という定義だったですけども、老朽管の耐用年数ということで40年となっています。その40年ベースで3万6,676メートルが老朽管となっています。

○8番（吉嶺周作） これを全て工事するとなった場合の工事費用とかは、どのくらい計算してますかね。

○水道課長（松田誠） 現在、老朽管更新事業をやってるわけですけども、これは老朽管更新計画ということで位置づけてやっております。

これは、23年度から49年度までの計画でやっておりますけれども、総事業量として5,577メートル、事業費として14億2,000万、これを今の段階で更新しないといけない数量と事業費になっております。これがまた、年数を重ねていけば、まだふえるという形になります。

現在の計画では、23年度から令和19年までの14億2,000万、これを今、老朽管更新計画に基づいて行っていることとなります。

○8番（吉嶺周作） 今議会に陳情です、道路のバリアフリー化といったような陳情が出てくるんですけど、やはりそこにも道路のどこぼこ、それは上水道とかを掘ってやりかえますよ、その後の処理が余りよくないというような中身にもなってるんですよ。何かいい方法はあるんですか。

○水道課長（松田誠） 路面復旧の件だと思いますけども、路面復旧については、漏水の修理を行いました。それから、普通は2カ月ぐらいで復旧しますが、水道事業の場合は、そういう懸念されるところが多いものですから、半年から1年近く置いてから、少しでも沈下を防ぐために、そういう仮の舗装をして半年後から1年かけて自然転圧を行ってから、本復旧という形で今、やっているところでございます。

○9番（立石幸徳） 資料2のほうの経営戦略なんですけどね、これは枕崎市の場合は初めて、水道課のほうは出される経営戦略ですかね。

○水道課長（松田誠） 9番委員から経営戦略について質問がありましたので、概略説明いたします。

経過についてですが、総務省から公営企業の経営に当たっての留意事項についてや、経営戦略

の策定推進についての通知がありました。これに基づきまして、各地方公共団体に対して32年度までに経営戦略の策定を要請されております。

また、経営戦略の策定の有無が補助事業の採択要件にあり、地方公営企業繰出金の条件としても義務づけられる可能性があるとの説明を受けております。

経営戦略の目的としましては、人口減少に伴う料金収入の減少や更新時期の到来に伴う建設改良費の増加など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増す中、各公営企業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中長期の視点に立った経営戦略を策定し、持続的な経営を画することが目的でございます。

なお、今回提出している経営戦略の中身を簡単に申し上げますと、水道事業として予算審議や決算審議で前回提出している資料1の収支計画書の算出根拠を明らかにした上で、収支が均衡するように調整されているところでございます。

具体的には、資産維持費として1億5,000万円、突発的な事故等に対応するため、資本的支出にかかわる資金として2億の合計3億5,000万円を最低資金としまして、これを割り込む令和5年に料金改定により給水収益の増加を反映させたものでございます。

○9番（立石幸徳） 最初に言った総務省からの通知ということで、この経営戦略はそうずっと総務省のほうに提出するということになっていくんですか。

○水道課長（松田誠） 経営戦略の周知としましては、議会及び市民への周知が義務づけられています。

今回の決算で提出しまして、9月議会水道事業の決算審議で議会への公表を行いまして、その後、ホームページ等で市民への周知を行うと。県は報告事項ということになっております。

○9番（立石幸徳） かつて本市は、かつてというより平成30年3月には水道ビジョンもつくられたわけですね。いろいろ水道経営に当たってのビジョンとか、この戦略とか、とにかく具体的には収支計画表もあるんですけども、この経営戦略の面でこれまでと違ったといいましょるか、今までなかったようなものはどういふのがあるんですか。

○水道課長（松田誠） 先ほど申しましたように、いつも決算審議等に出す書類と収支計画表と違うところは、収支のバランスを図って、これでいけば令和5年度に料金改定を行って、3億5,000万の最低資金をとるところであります。

あと、今まで出してなかったところでいえば、資料2の別紙2の1ページ、投資・財政計画（収支計画）の2つ目の表、資本的収支、ここの収入の中で、企業債、その次に他会計出資補助金とありますけども、これが令和2年と令和3年で一般会計から基準内繰り入れをしています。

○9番（立石幸徳） 前段で言った、5年後に料金改定をというの、どこのところに記載してありますか。

○水道課長（松田誠） 別紙2の今のところの投資・財政計画の中で、給水収益、一番上ですね。

これが、令和4年度見込みで3億8,600万落ち込んでくるわけですけども、令和5年度からは4億5,800万、ここで料金改定を行って、ここまで回復させるという計画でございます。

○9番（立石幸徳） 下水道料金のほうも本年度いろいろな形で検討するということは、既に公表といいましょるか、議会答弁でもなされているわけですけどね。

そうしますと、実際、検討されて早ければ来年度から新下水道料金になるんでしょうけど、令和2年度ちゅうことですね。水道料金のほうは、今この計画でいくと令和5年度、その間が大体3年間はあるわけですか。

もう、そこらは大体、下水道、水道料金改定の、ある意味では私なんかは間ちゅうか、感覚ではちょっと近いんじゃないかなという気がせんでもないんですけども、支障はないというような考えなんですかね。

○水道課長（松田誠） この水道料金、下水道料金については、総務省から3年から5年に1回

見直しをするように指示を受けているわけですが、この水道料金に至っては、今この計画で令和5年に水道料金の改定を行う予定ですが、当然、それまで行革、今の決算委員会でも前年の決算委員会でも話したとおり、2カ月検針とか、いろんな今回の下水道と水道課が統合をやりましたので、それに伴って業務の統一化も今からやっていきますので、令和5年以降になるという見込みなんです。下水道料金については、これから検討していくわけですので、早くて来年、令和2年から3年にかけての料金改定は、やらざるを得ないのかなと考えています。

その間の下水道料金と水道料金の間隔については、どうしても一緒にとというのはちょっと厳しいと思ってますので、どうしても二、三年ずらしていかざるを得ないかなと。

それが短いか短くないかは、これはもう経営努力によってまた変わるということになると思います。

○9番（立石幸徳） 例えば、これも以前から言ってることでしたけど、水道法が改正になってですね、民間事業者も法律の上では水道事業がやれるようなことにもなってきているわけですね。

そういうことを踏まえると、やっぱり料金を上げざるを得ないというのが先にくるより、下水道にしても水道にしてもですね、それ相当のいろんな形で努力をしたんだというものが出されないと、そう簡単にですね、経営が厳しいから住民の皆さんに負担をお願いしますということにはなりにくいと思うんですよ。

やっぱり、経営が厳しいからいろんな意味で省力化とか、これだけの改革をいたしました、しかし、これでも追いつかないというようなものを出してもらってですね、やっぱり上げるにしても上げ幅をどういう形で決めるか、そこをこれからもう目前に来てますのでね、そういうことだけはお願いをしておきたいと思います。

○水道課長（松田誠） 9番委員から御指摘があったように、どういう行革を行ったかというところは、特に審議される場所ですので、そういうところをしっかりと研究、実施していきながら、料金値上げに踏み切りたいと考えてます。

○委員長（禰占通男） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第7号中、平成30年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（禰占通男） 異議もありませんので、認定事項第7号中の平成30年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

認定事項第7号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（禰占通男） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第7号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（禰占通男） 挙手多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、審査の結果については、10月2日の最終本会議において報告することになりますので御承知をお願いします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（禰占通男） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申し合わせのとおり、簡潔な内容にしたいと思いますので御承知おき願います。

以上で、決算特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時 42 分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

決算特別委員会委員長